

行政文書管理規則の改正等について

大臣官房公文書管理課

1 改正等の趣旨

平成29年3月24日(※)に、特定複合観光施設区域整備推進本部(以下、IR推進本部という)が内閣に新設されること、旭川地方検察庁執務規程の一部が改正されることに伴い、各行政機関の行政文書管理規則を改正等するもの。

2 改正等の内容

(1) IR推進本部行政文書管理規則の制定

IR推進本部の新設に伴い、同本部の行政文書管理規則を制定するもの。規則の内容は、同本部と同様に内閣に設置されている他の行政機関と概ね同じ内容となっている。

[参考 ガイドラインとの主な相違点]

- IR推進本部においては、特定秘密を取り扱うことはないため、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理に関する項目は規定しない。
- 別表1及び2に、IR推進本部会議の決定又は了解及びその経緯、特定複合観光施設区域整備推進会議の議事の記録等を含める旨を追記。

(2) 旭川地方検察庁行政文書管理規則の一部改正

旭川地方検察庁執務規程の一部改正(平成29年4月1日施行予定)により旭川地方検察庁留萌支部及び留萌区検察庁の庁務を掌理する検察官が変更されることに伴い、同支部及び区検察庁の秘文書の指定者を、旭川地方検察庁本庁と同じ取扱いとする改正を行うもの。

3 今後のスケジュール

上記2(1)は平成29年3月24日施行予定(※)であり、2(2)は平成29年4月1日施行予定。

※ 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律附則第1条ただし書により平成29年3月25日までの特定の日